

第3回埼玉県生物多様性保全戦略改定検討委員会 議事録

日 時 令和5年10月16日(月) 13時30分～15時30分
場 所 埼玉教育会館 103会議室(※オンライン(zoom)併用)

◎開会(司会)

定刻になりましたので始めさせていただきます。

本日は皆様お忙しいところ、第3回埼玉県生物多様性保全戦略改定検討委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

会議開会にあたり、2つお願い事項がございます。まず1点目ですが、議事録作成のため、第1回、第2回同様に本会議は事務局にて録音させていただきますので、御了承いただきますようよろしくお願いいたします。続いて2点目です。オンライン出席の皆さまに対するお願いです。回線負荷軽減及びハウリング防止のため、発言時以外は「カメラはオフ、マイクはミュート」としてください。発言をされる場合は、画面下のリアクションを押していただき、「手を挙げる」ボタンでお知らせください。委員長等から指名を受けた後、「カメラオン、マイクオン」として、ご発言をお願いします。会場音声聞こえない、接続トラブルが発生した等、会議出席上の不具合が発生した場合は、チャット機能か、事前にお知らせしております当日連絡用電話番号により事務局あて連絡をお願いします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

はじめに、埼玉県環境部副部長の佐藤から御挨拶申し上げます。

◎あいさつ

(佐藤副部長)

環境部副部長の佐藤でございます。開催にあたりましてまず一言御挨拶させていただきます。

初めて本会議に出席いたしますが、これまでの状況につきましては、事務局から私と私の上司である環境部長も含めて報告を受けております。まず開催にあたりまして、本日急きょ第3回の開催ということで、皆さまにはお忙しい中ご出席いただきまして御礼申し上げます。また、日頃から本県の自然保護行政において大変お世話になっておりますことをこの場を借りて改めて厚く御礼申し上げます。

こちらの県生物多様性保全戦略の改定にあたっては、7月に第1回改定検討委員会を、9月に第2回改定検討委員会を開催し、本日が第3回となります。これまで皆さま方には、それぞれの知見・経験等から多方面にわたり多角的な視点から御意見をいただきまして感謝申し上げます。事務局といたしましては、県としての考え方も含めて、もちろん対応できるものとはできないものがありましたが、いただいた御意見に一つ一つ意見交換という形で2回の会議を行いました。ただ、なかなか結論に至るまでの時間が足りなかったということで、お時間をいただいて、本日第3回を開催させていただくこととなりました。本日の中でもまた色々御意見をいただきながら、県戦略をぜひ良い形に仕上げていければと思います。

この戦略の目指す将来像として「ネイチャーポジティブの実現」を掲げているところですが、これは知事公約の一つに掲げられているだけでなく、日本や世界の大きな動きに乗ったものであり、県議会においても質問で取り上げられたりと非常に関心が高まっているように感じます。それと同時に私たちの生活の根幹を支える生態系サービスの維持・向上につながるものであり、非常に大切な考え方であると認識しています。そういう意味で、この戦略がこれから県政を進めていくうえでの非常に重要な計画になりますので、本日もまた皆さま方の御意見をいただきながらより良い計画を作りたいと考えております。

今後の予定としては、この素案がまとまった段階で11月に県民コメントを行い、しっかり多くの方々の御意見を伺って反映していきたいと思っております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

続きまして、米林委員長から御挨拶をお願いいたします。

(米林委員長)

立正大学の米林でございます。

県民コメントの前の、予定になかった第3回検討委員会ということで、委員の皆さま方には御迷惑をおかけしました。前回会議において委員長の進め方等についても御指摘をいただきましたので、改めて私の立場を申し述べます。

先ほどの副部長御挨拶にもあったとおり、県戦略は非常に重要なものですので、私としては今年度中に成立させたいと思っています。だからといって拙速という立場ではなく、この会議で委員の皆さまからの建設的な御意見をどれだけ反映させるかが私の仕事だと考えています。したがって、委員の皆さま方の御意見を可能な限り取り入れて、全体としてより良いものを作り上げていきたいと思っております。万が一今年度先送りということになると空白の期間を作ることになり、生物多様性を反転攻勢、回復させていくためのスタートダッシュが1年遅れることとなりますので、私としてはぜひとも避けたいと思っております。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

◎議事(1) 次期埼玉県生物多様性保全戦略(素案)の修正について

(司会)

それでは次第3議題に移ります。

ここからの進行は、米林委員長にお願いします。

(米林委員長)

それでは「議題(1) 次期埼玉県生物多様性保全戦略(素案)の修正について」ということで、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

(資料に沿って説明)

資料2-2「次期戦略(素案)(第2回検討委員会意見反映版_赤字見え消し)」

(米林委員長)

本日の目的は、この素案に関して県民コメント実施前の形を作ることですので、素案について事務局から説明がありました。それでは、それぞれの委員の皆さまから御意見、御質問がありましたらお願いします。

(金子委員)

目標値の一の単位はない方が良いのではないかと申し上げて修正いただきましたが、例えば58ページ「みどり生き物」の学習コンテンツの利用状況や環境アドバイザー及び環境学習応援隊の数もできれば一の単位はない方が良いのではないのでしょうか。せいぜい十単位にしておいた方が、目標として一の単位にどの程度意味があるのか疑問です。

(事務局)

環境アドバイザー及び環境学習応援隊の数は県環境基本計画に載せている指標ですので、申し訳ありませんが、こちらはそのまま行かせていただきます。ただ、「みどりと生き物」の学習コンテンツの利用状況の方はこの戦略のみの指標ですので、また担当課と調整したいと思いません。

(金子委員)

少し丸めていただければと思います。

もう一つ、写真等が入って見やすくなったと思いますが、今後写真一つ一つに対してこれが何の写真かという説明は入れる予定ですか。

(事務局)

キャプション、見出しを含めて入れ込む予定です。

(金子委員)

また、今の段階で字が小さすぎて読めないところがあるので、それは修正いただきたいと思っています。

(事務局)

承知しました。

(米林委員長)

恐らくコラムの中にある文章が、縮小して入れているため解像度の関係もあり読めないというようなものかと思えます。

(金子委員)

そうです。例えば72ページにはめ込んだ図の下にある文章などはかなり厳しいです。

(事務局)

こちらの図自体仮置きですので、きちんと読める形で差し込みします。

(米林委員長)

目標値を丸めるということはぜひやっていただきたいと思っています。実際に積み上げた数字を丸める必要はないですが、目標値やシカ・イノシシの現状の推定値、こちらは誤差のある数字ですので丸めていただければと思います。国家戦略でもこんなに細かい数字は使っていませんので、ぜひ丸めてください。

(奥野委員)

かなり修正をしていただいております。何点が気づいたところを申し上げていきます。

まず、29ページ8行目に「燃料となる薪、堆肥となる落ち葉の供給源となります」とありますが、現在も薪炭林として生きているかどうかということかなり怪しい部分があると思えます。「供給源となってきました」というような記述が妥当かと思えます。

続きまして41ページの新しく目標の根拠が書かれたところです。25行目、私の理解が及んでいないところもあるのかもしれませんが、「飼育・栽培が可能な10種類ごとに1か所以上増やすことを目指し」というのはどういう意味なのか御説明をお願いしたいです。

次に、42ページ。新しく外来生物の指標を入れていただきありがとうございます。私もずっ

とクビアカツヤカミキリを追いかけて調査をしており非常に気になっているところですが、2の指標の選定理由の30行目、「市町村や土地の管理者等と情報共有することが重要であるため」という件ですが、正直言って情報共有程度では定着拡大を防ぐことは非常に難しいと思っています。もっと抜本的な対策を講じる必要がありますので、それに対してもっと前向きな取組をぜひお願いしたいと思います。今後もどんどん特定外来生物になる種があると思いますし、ツヤハダゴマダラカミキリなども同じことが言えると思います。

続きまして53ページ。同じく目標の根拠ですが、やはりクビアカツヤカミキリのところです。環境科学国際センターで色々頑張っていていただいています、「各年度1,000件の県民からの報告数を目指し」と書かれており、毎年1,000件ずつ報告があればそれで良いのかというふうに感じます。ぜひ増えてほしいと思います。恐らくこれは1人の調査者が何件も報告をしている状況かと思っています。例えば私も年間150~200件ほどの調査件数を挙げています。その件数の積み上げなのか、それを見てくれる人がどんどん増えることが必要なのか、その辺りを考えていくと、毎年同じ件数の積み上げで良いのかという気がします。ぜひお考えいただければ嬉しいです。

最後に、55ページ18~19行目にかけて「自然観察やイベントなど、県民が自然を体験できる催しを開催します」とありますが、次に57ページで出てくる指標では参加者数がクローズアップされています。「トラスト保全地での自然観察会の年間参加者数」について、トラスト協会がこのような形で報告したり目標設定したりしているのかということもありますが、実際に参加いただいたニーズももちろん大切ですが、どのくらいの観察機会を提供しているかが非常に大切なのではないかと思っています。したがって、回数という選択肢もあるのではないのでしょうか。その時々で面白いと思っていただける観察会や、人、場所によって集客が膨らむ観察会があったりしますので、1回の観察会で多く人を呼んで、数回で目標が達成できてしまうことよりも、何度も色々なところで観察会を行うことの方が大切なのではないかと思っています。ぜひ御検討いただきたいです。

(米林委員長)

一点目は表記の問題ですので、御指摘のとおり直す方向でよろしいかと思っています。

次に、指標に関していくつか御意見等ございましたが、まず希少種10種類ごとに1か所以上というのは、条例指定種22種の中で技術的に増殖可能な種が10種類あります。その10種類それぞれについて1か所以上、という理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

そのとおりです。

(米林委員長)

次に、特定外来生物のリスト見直しについてはいかがでしょうか。質問の趣旨はどのようなことでしょうか。

(奥野委員)

指標の選定理由に「市町村や土地の管理者等と情報共有することが重要」とありますが、情報共有程度ではとても拡大定着を防いでいくことはできないと思います。したがって、もっと積極的な指標を掲げる必要があるのではないのでしょうか。やはり駆除に向けた形にならないと難しいのではないかと思います。

(米林委員長)

駆除に関して他のところで指標はないのでしょうか。

(事務局)

特定外来生物についてはここだけです。

もちろん積極的な駆除の必要性はこちらも認識しています。ただ一方で令和8年度までの指標として、まずはリストの作成・見直しを継続的に行うことが第一義であるということでこの指標としています。もちろんだからといって駆除をやらないというわけではありません。

(米林委員長)

努力義務ですので駆除をやらないということはありません。

ここは前回の片岡委員の御意見を反映したところになりますが、片岡委員はいかがですか。

(片岡委員)

私ももっと防除に積極的であるべきだし、実践的な対策に踏み出すべきという意見は前提にあります。私の意見としては、そもそもの書き出しが「特定外来生物対策」となっている点です。特定外来生物しかやりませんと最初から範囲を縮小した対策方針に見えてしまうので、書き方は「外来生物対策」とすべきだと思います。結果的には特定外来生物を中心にやっていくことになるのですが、先ほど奥野委員からもあったように今後2030年までにまだ予測もしないような外来生物が県内に侵入してくると思います。それらが特定外来生物に指定されるかどうかははっきりしたカテゴリーがないまま県内で被害を及ぼすことがなにもあらずの中で、最初から特定外来生物と書き込んでしまうと対策としてかなり小さくなってしまいます。

国の方は生態系被害防止外来種リストを今年から3年間かけて見直す予定です。この外来種のブラックリストは2015年に作成し今回2回目の見直しとなりますが、国としてはこのリストの中に特定外来生物も入り、そうではないが優先度の高い外来種も入るようになっています。緊急対策外来種やその他総合対策外来種、産業管理外来種など色々ありますので、もう少しそこを柔軟にすべきだと思います。リストを作るにしても「特定外来生物」とするのは埼玉県オリジナルのアイディアに思い、少し違和感がありました。

(米林委員長)

御指摘ももっともかだと思います。

(事務局)

こちらの資料が見え消しのため分かりづらく申し訳ございませんが、「特定」は消すように修正しています。実は取り消し線が入っています。

(米林委員長)

そこは解決したようです。

次に、リストの中身ですが、埼玉県で集約されたリストが実際上ないということはやはり解決すべき問題なので、リスト化自体は初めの一歩としてあって当然だと思います。それを目標にするのは良いと思いますが、少し書きぶりを変えていただいて、まずリストの「特定」も外します。そして外来生物のリスト化を何のためにするのか、駆除に繋げるための第一歩としてリスト化するというような書きぶりを変えていただきたいと思います。

先ほどの奥野委員の御発言でまだ触れていないことはありましたか。

(奥野委員)

53ページの目標の根拠について、県民からの報告数を毎年1,000件上乗せとしていて横ばいのやり方で良いのかということです。今ほどのクビアカツヤカミキリの駆除を考えていくと、

やはりもっと伸びていく方向に修正いただきたいと思います。

(事務局)

こちらの指標は、県環境科学国際センターで設定しているものですので、出席委員からコメントくださるようお願いします。

(環境科学国際センター)

毎年 1,000 件を積み上げていくということですが、今委員がおっしゃったように少しずつ増加させるような形で対応していきたいと思います。少しその辺りは検討させていただければと思いますがいかがでしょうか。

(奥野委員)

よろしくお願いします。

(米林委員長)

それでは少し増加させる方向で検討いただければと思います。
奥野委員から他にありますか。

(奥野委員)

55 ページ 18、19 行目を受けて 57 ページで「トラスト保全地での自然観察会の年間参加者数」という指標が掲げられていますが、参加者数という捉え方で良いのかどうかと申し上げました。学習機会を増加させていくことが広く自然環境教育の発展に寄与すると考えると、観察会の開催回数という指標の取り方もあるのではないかと考えました。

(米林委員長)

個人的な意見を申し上げますと、両指標ともあり得ると思いますが、学習機会をいくら設けても効果が上がらなければという面もありますので、効果判定という意味での指標としては年間参加者数の方が優れていると思います。それでよろしいでしょうか。

(奥野委員)

それで結構です。

(事務局)

もちろんその前の指標に自然ふれあい施設の利用者数とあり、そういう意味で数が出ていますが、奥野委員のおっしゃるとおり中身の充実した機会を数多く提供することも重要なことですので、このトラストだけでなく色々な施設において実行段階でそういった意識を持って進めていきたいと思います。

(米林委員長)

それでは他の委員はいかがでしょうか。

(星野委員)

指標について二点申し上げたいと思います。

まず 39 ページの指標全体に関わることですが、今回県 5 か年計画と環境基本計画のどちらも令和 8 年度までということですが、例えばこのページにある自然共生サイトについては両方の計画に関わらないけれども同じように令和 8 年度までと設定されています。この戦略が令和 13

年度までのものですので、普通に読むと令和13年度までの目標に読めてしまいます。どこか最初にこの目標値の考え方のようなもの、つまり5か年計画及び環境基本計画を踏まえて令和8年度に設定していて、それ以外もあわせて令和8年度中間目標のような形にしていますということを説明しておいたほうが分かりやすいように思います。

もう一点はこのページの自然共生サイトについてです。御案内のとおり先日国の前期の自然共生サイトが発表されました。ここには年間目標100件と書いてありますが、半期だけで122か所が認定されたわけです。そのうち埼玉県は既に4か所入っていますので、令和8年度までに8件というのはスタートからかなり低い値に感じます。今回、国で言えば倍以上のスピードがありますので、既に埼玉県4件ということと後に出てきますトラスト地14か所ということ踏まえると、もう少し大きな数字に見直した方が現実的かと思います。

(米林委員長)

一点目は御指摘のとおりかと思いますが、注釈的な文章を入れていただければと思います。二点目に関して事務局からはいかがでしょうか。

(事務局)

先ほど星野委員がおっしゃったとおり、我々としても想定外に多く認定されたと認識しています。国の審査するキャパシティもあると思いますが、今後同じようなペースで進みそうということであれば、たしかに8件中既に4件達成しているということで、もう少し頑張る余地もあるかと思います。その辺りは国の情報も集めながら検討し、上積みできるのであれば修正したいと思います。

(米林委員長)

それは県民コメントの前に結論を出すということですか。

(事務局)

出来る限り情報を集めて、その時点での考え方をお示ししたいと思います。

(米林委員長)

前向きな御検討をありがとうございます。
その他ございますか。

(前田委員)

いくつかありますので一つずつ申し上げます。

初めに26ページの現状のところ「4 水面・河川・水路」の記載です。例えば前ページの農地や森林など、他の現状と課題の項目は、「こういう豊かな自然があり、一方でこういう問題があります」という記述になっていますが、「4 水面・河川・水路」については課題に関する記述が全くありません。実際にはこういった水辺の自然は劣化・喪失している現況がありますし、近年の大雨で水が溢れたりする中で流域治水というものが導入されています。そういう中で治水と環境の両立という新しい考え方もあるので、そういったことをこの記述に追記する必要があるのではないかと思います。

(事務局)

何かしら課題を追記したいと思います。

(前田委員)

ありがとうございます。

続いて 34、35 ページの 30by30 に関することです。まず改めて全編見ながら思いましたが、コラムというのは参考情報、補足情報的なことと一般的に位置づけられますが、埼玉県の 30by30 は参考情報どころか生物多様性保全戦略のご真ん中の情報ですので、やはりこれは本編に入れる方がふさわしいのではないかと思います。

それから、30by30 のコラムの一番下に、私が意見として申し上げたことを反映していただいた表記と認識していますが、「面積目標の達成に加え、保護地域や OECM の管理の質の向上を進めることも重要となる」とあります。また、34 ページ 3 つ目の○「30by30 の推進」で、「社会的・経済的価値を高める必要がある」とあります。これらはいずれも間違っていないと思いますが、その前にまず担保性をどう確保するかということが必要ではないでしょうか。30by30 で保護地域を設定するという事ですので、保護地域を設定し、その先で管理をして質を高めるという順番かと思います。そう考えますと、担保性の向上に関する書きぶりが必要だと思えます。

(米林委員長)

本編に入れるという御意見ですが、コラムの前半はかなり解説的なことが書いてありますので本編にはなじまないと思います。下の方の「埼玉県は、」以下は本編のどこかに入れることも可能かと思いますが、事務局いかがですか。

(事務局)

中身によって本文にスライドすべき部分は移動を検討します。

(米林委員長)

担保性については、恐らく考えていないわけではないと思います。例えば、県立自然公園の普通地域を特別地域に指定しなすといったことを県でも考えているのだと思いますが、それを戦略に書き込めるかどうかとなるといかがでしょうか。特別地域を増やせば担保性は向上すると思いますが、それは可能ですか。

(事務局)

特別地域の場合、開発の際に許可が必要です。普通地域については届出ということで、特別地域の方が開発しにくいという面はございます。特に保護が必要なところは特別地域に指定してまいりたいと思います。

(米林委員長)

それを戦略に書き込めるかというのはいかがですか。

手法はそれだけではないので、県が色々な 30by30 の中で担保性を上げていくような行動をすると書き込めるか、ということです。

(事務局)

県単独でできる話ではないので難しいかと思います。

(米林委員長)

県立自然公園は県なのでできませんか。

(事務局)

県立自然公園も、市町村や地権者の同意が必要となります。

(米林委員長)

前田委員はいかがですか。

(前田委員)

課長がおっしゃることも分かりますが、この戦略は県だけがやるものではないです。地権者や市町村との連携・協力が当然必要なので、そういった方々の「理解を得ながら」というような書き方なら書き込めるのではないのでしょうか。

(事務局)

確約は難しいですが、そういう方向に向かって検討する、という表現であれば書けるかもしれませんが、検討させていただきます。

(星野委員)

今の視点は、保護するのに担保性を高めるというのは一般論として分かりますが、30by30については、逆に30by30に登録することが一つの担保性の評価になりますよね。例えば一般の社有林を30by30に登録することで、すぐ開発しようとはならなくなりますし、トラスト地は既に当事者で担保されていますけれども、30by30に登録されることでさらに、となります。まず30by30に登録して担保性を高め、さらにそこでの開発を抑え、30by30を守っていく努力をしていくという形になるのではないのでしょうか。

(米林委員長)

30by30は勝手に登録されるようなものではありません。

(星野委員)

ですので、それは合意されて担保される、保全する意識ができるわけです。

(米林委員長)

県立公園や国立公園といった保護区を30by30として計算します、という考え方ですので、それを勝手に増やすという制度ではないです。県立公園を増やせば別ですが。

(星野委員)

ただ今回言っている30by30はOECM的な自然共生サイトが主体となっていて、その自然共生サイトについてはまず意思がそういう方向に行くという話です。

(米林委員長)

30by30ではカバーしきれないところをother methodでやるということですので、別の場所になります。

それでは、確約はできませんが一度御検討いただくということで御理解いただきたいと思えます。

(前田委員)

続いて39ページ(3)アの下に赤字で「県内保護地域等に関する情報提供、助言等」とあり、そこにコメントで意見No.9関連とあります。元々私が前回意見として申し上げたのは、30by30

に該当するところが県内のどこなのかを地図で誰もが見られる形にしてもらいたいということで、これに対する書きぶりと思いますが、ここはもう少し踏み込んでいただきたいと思います。前回も申し上げましたが、やはり誰でも見られるようにということであれば、県生物多様性センターで公開することはそれほど難しいことではないのではないかと思います。それこそこれは地権者や市町村などには全く関係がなく、既存の自然環境保全の網掛けのうちこれを 30by30 とします、というただの事実関係に過ぎません。

(事務局)

こちらにはこのように書いていますが、前田委員がおっしゃったようにホームページで広く公開ということも含めた形で書き加えております。

(前田委員)

それでは「提供」ではなく「公開」ではないですか。言葉遊びではありませんが。

(事務局)

例えば「ホームページで公開など」といった枕詞を付けるなり、もう少し具体的なイメージがわくような書きぶりを検討したいと思います。

(前田委員)

同じくこのページで、先ほど自然共生サイトに関する御意見がありました。私も関連して申し上げます。元々自然共生サイトについて国や世界的に意図していたのは、行政が関わる土地よりも民有地の取組を何とか促進しながら行政で足りないところを補っていこうというのがコンセプトとしてあって、それをもってネイチャーポジティブをやっていこうというものです。

今ここに「県有施設等の認定を目指します」と書いてありますが、この自然共生サイトの認定には結構細かい条件も設定されていて、その中には指標種を設定して継続的にモニタリングを行い、それに基づいて保安全管理をやっていくとあり、真面目にやろうと思ったら高いハードルだと思います。もちろん県有地であってもそういうことができていない場所はあると思いますので、戦略的にあえてそういう場所を選ぶこともなくはないと思います。ただ、それがメインではなく、やはり民有地の取組を支援するのが県の第一の役割です。したがって、ここが「県有施設等の認定を目指します」だけだと誤解を招きかねないと思いますので、まずは民有地でそうした取組を支援する、と書く必要があるのではないのでしょうか。

(事務局)

その下の「自治体等に対して」の「等」の中に社有林を管理する企業も含んでおまして、趣旨としては今おっしゃったことも書き込まれております。

(米林委員長)

前段の「参加を促すため、自治体、団体、企業等へ情報提供、助言等を行う」という部分がメインですので、そこに含まれているということではないのでしょうか。

(前田委員)

皆さまどうでしょうか。このように「認定を目指します」というところに意識が行くように思います。認定数が指標にもなっているので。

(米林委員長)

先ほど、現状はこれよりもっと進んでいるのではないかという指摘もありましたので、そこ

も含めて今一度御検討いただけますか。

(前田委員)

続いて41ページ希少野生動植物の保全のところですか。先ほど希少野生動植物種の新規保護増殖箇所数の話が出まして、前回もこの希少野生動植物の保護に関する意見が出ましたが、私はある種この保護増殖というのは域外保全だと認識しています。実際にはやはり域内保全と域外保全がセットで行われることが大原則だと思います。

資料1第2回検討委員会御意見と対応の中で、域内保全の方も大事ではないかという趣旨の御意見に対して、今現在生息地の面積も把握できていないという回答がありました。確かに把握するのは大変だと思いますが、であればこそ、この戦略でその生息状況の把握を施策としてやるべきではないかと思います。今挙がっているものはどうしても域外保全のところしか読み取れないように感じます。

(牧野委員)

重複があるかもしれませんが、二つほど申し上げます。

まず、41ページ。どなたかが御発言されていたように思いますが、目標の根拠で「10種類ごとに1か所以上増やすことを目指し」とありますが、私にもこの意味がよく分かりません。種によって違うところはあると思いますが、今指定されている植物に関して言うならば、半分近くは何らかの形で既に保護対策がなされているという現実があります。残り半分をどうするかは今のところはっきりしておらず、放っておくと危ないと懸念されるものもありますが、とりわけそのうち二つについてはかなり厳しい状況にあると私自身感じております。あまり数字を示すよりも、毎年重点目標を決めて、その課題の解決を急ぐというような書き方にできないかと思えます。

次に42ページ特定外来生物についての書き方です。これも年1回リストを作成するというの言葉としては分かりますが、どのようにリストを作るのかという質問が恐らく追いかけてくると思えます。その時に、あまり具体策がないまま年度末にとりあえず1回見直しして作ります、としているとこの目標値はあっていないようなものになると感じます。これについても、こういう目標を立てるのであれば、重点目標を定めてそれについて取り組むというような姿勢が書き込まれていると具体性が出て良いと思えます。

(米林委員長)

二点目の方から。前にも質疑があったので繰り返しになりますが、現在埼玉県ではリストさえ作られていないという状況の中で、まずは第一歩としてリストを作り、そのリストが恐らく重点的な対策をどれにするか等の議論の出発点になるかと思えます。ですので、そういう意味でリスト作成をまず最初に行うという位置づけと御理解いただければと思います。

次に41ページの希少種保護については、前田委員からも重ねて御指摘がありました。非常にごもっともな御指摘だと私も思いますが、恐らく県としてはこの右上の青文字「県環境基本計画指標」という上位規定に縛られてしまっているため、それを変えることはできないと。したがって、何が出来るかと言うと下の書きぶりを少し変えることかと思えます。いかがいたしますか。

(牧野委員)

私が申し上げたのは、10種類ごとに1か所以上という数字にこだわっているわけではありません。やるのならば、具体性を持った書き方にしていきたいということです。先ほど申し上げたように何か課題をしっかりと設定した上で、それについてどうしていくのかという書き方を付け加えていただくと県の姿勢がはっきりするのではないかと感じています。

(米林委員長)

御指摘の趣旨はよく理解できます。

(金子委員)

今のお話を聞いていて思い出しましたが、希少野生動植物種検討委員会が毎年1回ありますが、それはリストの作成見直しだけを延々と10年近く続けていて何も変わらないということがあります。ですので、リストの作成見直しだけでなく、やはりそれを元に何をするかというところまで一言書く必要があるのではないかと私も思います。

(米林委員長)

外来生物対策のリストについては、リストを第一歩として次にどういう方向を目指すのかを少し書き込んでいただきたいということですが、それでよろしいですか。

(牧野委員)

概ね分かりました。割り込んでしまって申し訳ありません。

(片岡委員)

私も会議参加当初からこの新規保護増殖箇所数は気になっていて、何度か発言いたしました。先ほど前田委員からもあったように、この10か所という数字が右上にある環境基本計画に縛られているのならば、また新たな指標として生息地や生息状況の把握というのを施策として入れるべきだと思いました。

また、これは単なる見栄えの問題ですが、保護増殖箇所数の現状値が入っていないのはなぜでしょうか。他のいくつかの指標では現状値が入っていて目標値がありますが、こちらは現状値がないのでいきなりポンと10か所と出てくると皆さん違和感を覚えるのではないかと思います。

(事務局)

指標に現状値がないのはなぜかということですが、例えば希少野生動植物種の指標ですと令和4年度から令和8年度までの累計で10か所ということで、ゼロからスタートしてカウントしていく指標については特に現状値を書いていません。他には自然共生サイト認定数も同じです。一方で、今既にあるものから積み上げていくような指標については現状値を書いています。

(事務局)

念のために補足ですが、31ページ21行目。この希少野生動植物種の保護増殖箇所数については前戦略の目標にもなっており、この表では平成29年度から直近令和3年度末の箇所数が載っています。その令和3年度末時点で147か所というのが一番現状値に近い数字ですので、これに10種類ごとに1か所ずつプラスアルファで付け加えていくという内容の目標になっています。

(米林委員長)

オンラインの方で江村委員から手が挙がっていますのでお願いします。

(江村委員)

目標値が指標というふうに置き換わっていますが、私は非常にその部分に違和感があります。例えば、環境科学国際センターの利用者が何人というのは生物多様性保全の戦略として具体的

にじっくりこないと思います。

また、68 ページに緑の保全面積という表現があります。一般の方が緑の保全面積と聞くと非常に幅が広く感じると思いますが、実際これは非常に特定の部分だけを引っ張り出して緑の保全面積という表現を使っています。この指標は一般の方がすぐに見るわけですが、やはりもう少し具体的に書いていないとピンとこないのではないかと感じました。

(米林委員長)

緑の保全面積については、一応特別緑地保全地区及び近郊緑地特別保全地区の指定面積云々と定義されていますが、これははっきり言ってお役所の中でしか分からない説明だと思いますので、それをどのように表現するかということだと思います。ただ、この計画自体がお役所文書という面もありますので、概要版や解説版の中でより分かりやすい表現に変えていったらいかかと思いますが、いかがでしょうか。

(江村委員)

よろしく申し上げます。要は、具体的に分かりやすいというのが重要だと思います。

あとは、これが生物多様性保全の戦略なのに、何か県の組織の目標のような質の違う目標値が拳がっていると感じたのが全般的な話です。

(米林委員長)

貴重な御意見ありがとうございます。事務局もぜひ参考にさせていただければと思います。

(前田委員)

先ほど私の意見に重ねて片岡委員からも御意見があったので、41 ページの希少野生動植物種の保全のところを再度確認です。指標に加えられればベストですが、指標は基本的に数字が伴うものですので、指標に入れられなくても、その上の施策の文言のところには域内保全のことを書けるのではないかとというのが先ほどの発言の趣旨です。

続いて49 ページ「生態系に配慮した持続可能な農業の推進」のところでは、国の方でみどりの食料システム戦略や関係法令ができて、それに基づき県でも今年3月に環境負荷低減事業活動促進基本計画ができました。この計画自体を見ても具体的目標が見えませんが、県議会の自然再生・循環社会対策特別委員会において示された資料を見ますと、化学肥料の使用量削減とあります。例えばここでは現状令和3年度の4.9%減を令和9年度に16%減にしますとあったり、環境保全型農業直接支払制度の実施面積を令和3年度の186haから令和9年度に354haにしますとあったりします。これはそれこそ関連する計画で数字を伴う目標があるので、そのままこの戦略の指標に入れやすいものではないかと思いますがいかがでしょうか。

(事務局)

その部分は農産物安全課が所掌しておりますので、その委員に御発言をお願いします。

(農産物安全課)

みどりの食料システム戦略の部分はこちらでも他の担当との絡みがありますので、もう少し整理してから発言したいと思います。今この場で結論が出ず申し訳ありませんが、よろしく申し上げます。

(前田委員)

県民コメントまでに、どのように反映するのかしないのか決めていただきたいと思います。

ただ、今までの本委員会での事務局の回答からすると、新しい計画や新しい数値目標を盛り込むのはなかなか難しいということですが、既存の計画なら入れやすいのではないのでしょうか。しかも、私が申し上げた化学肥料の使用量削減や環境保全型農業直接支払制度の実施面積はまさに生物多様性保全戦略に直結するものですので、これを入れられないと農業分野は何を進めていくのだろうという気は正直します。

(米林委員長)

少し時間がかかるということでしたので、入れられるような方向で御検討いただきたいと思えます。

では、環境科学国際センターから手が挙がっていますので御発言をお願いします。

(環境科学国際センター)

先ほど江村委員から、センター利用者数という指標に違和感があるという御発言がありましたので、それについてコメントさせていただきたいと思えます。

確かに、単純に利用者数のトータルを指標とするのはどうかという議論もあるとは思いますが、環境科学国際センターでも様々な生物多様性保全に関するコンテンツを展示しています。江村委員に御協力いただき標本の展示を行っていたり、自然観察会なども多く開催したりしていますので、トータルの利用者数を指標にするのはどうかという議論はあると思えますが、そこは一つの指標として設定すること自体はあるのではないかと思っています。ですので、今の指標の定義には、その辺りの生物多様性保全にどう貢献しているかという書き込みが十分でないところがありますので、そこに生物多様性保全に対する貢献ということを明示するのが良いのではないかと思えます。

(米林委員長)

前向きな御発言ありがとうございます。江村委員はいかがですか。

(江村委員)

考慮していただいてありがとうございます。よろしくをお願いします。

(前田委員)

続いて68ページ「緑の保全の推進」の緑の保全面積の指標と、77ページ「身近な緑の創出の促進」の身近な緑の創出面積の指標です。以前から、これらに対してももう少し上積みをとという意見が出ていたかと思えます。基本的には現行の関係する県環境基本計画や5か年計画に基づくものなのでこの数字に、ということですが、これから県民コメント行くと当然指摘が出ると思われるのが、この生物多様性保全戦略の最上位は国家戦略で、今年3月に閣議決定されています。一方、この次期戦略で掲げる指標が基づくものは国家戦略の前に作られた県の計画です。それはやはり誰が考えてもおかしいと思うのではないのでしょうか。これらの計画に基づいて指標はこれですと言っても納得されない方が大半だと思います。それに対してどう回答するかを今から考えておく必要があると思えます。やはりこれでは不足するのであればもっと上積みが必要なのではないかという意見がこの委員会でも何度か出ていますし、改めて申し上げたいです。

(事務局)

御意見ありがとうございます。星野委員からも指標の説明で定義をちゃんとした方がいいという御指摘をいただいて、確かに上位計画とこちらの戦略で期間にずれがありますので、そういう意味ではその辺りもしっかり明記したいと思えます。また、当然戦略の途中段階で見直しが必ず入ってくるので、そういったところも含めて丁寧に説明させていただきたいと思えます。

(前田委員)

ありがとうございます。県民コメントまでに上積みは難しいというのは分かりつつも、ただこれで足りていないというのは多くの方の意見だと思います。

70、71 ページの多自然川づくりの推進のところですが、何度かこの会議で申し上げてきましたが、県としてこれまで川の再生に関する事業を積み重ね、WEB サイトなど色んな形で PR されています。しかし実際に川に行ってみますと、その事業が行われたところは残念ながら元の良い川の自然が失われてしまっていることが実際問題としてあります。指標に SAITAMA リバーサポーターズのサポーター数を入れる云々ということもありますが、その前段 71 ページに「河川における多様な主体による健全な生態系の確保について方策を検討していきます」とありますが、今現在既に問題があるのです。方策を検討しながらただリバーサポーターズのサポーター数が何人になりました、と言っても、結局また自然環境が失われることになりかねないと非常に懸念しています。

やはりこのリバーサポーターズはもちろんですが、関連する Next 川の再生や水辺 de ベンチャーチャレンジも含めて河川に関する施策は、「河川における多様な主体による健全な生態系の確保を『基本とする』」としなければ、河川に関する事業をこれだけ進めましたと言っても、実際には自然環境が失われることになりかねないと思っています。

関連しますのもう一つ続けて申し上げます。73 ページにコラム河川や水辺におけるグリーンインフラの推進ということで、今私が申し上げた Next 川の再生や水辺 de ベンチャーチャレンジが書かれています。この先将来的に、もしかしたらこの2つの事業をやることによってネイチャーポジティブになっていけば良いと思います。ただ、現状これまでの場所については全く当てはまりません。今このタイミングでこのコラムを挙げるのは相当反発を受けると思いますので、わざわざこのコラムに挙げるのは止めておいたほうが良いです。

(米林委員長)

ご意見と受け止めれば良いかと思いますが、SAITAMA リバーサポーターズのサポーター数ではなく中身が問題であるというのは、前回会議でも他の委員からご指摘いただいたかと思います。多くの方が問題意識を持っているので、それをこの文章の中にどのように反映できそうかということは事務局いかがでしょうか。

(事務局)

こちらは水環境課が所掌しておりますので、水環境課の委員にお願いします。

(水環境課)

今のご発言の内容ですと Next 川の再生等の事業自体の PR もどうかというお話でしたが、水環境課だけでなく河川環境課で事業を実施しているところもあり、この書きぶりについて水環境課だけでは決めかねます。一度持ち帰らせていただき、後日ご相談という形にさせていただきます。

(米林委員長)

それではご検討いただけるとのことです。

(前田委員)

これで最後になりますが、81 ページ「第5章各主体に求められる役割」の県のところです。先ほど冒頭の事務局からの資料説明でも、「県が主体として実施する事業においては生物多様性保全に配慮する」と書き加えましたとおっしゃっていて、それはありがとうございます。ただ、

私の意見として「配慮」とは言っていないです。配慮というのはやはり弱い言葉です。「配慮」ではなく、「生物多様性を保全することを基本とする」というような書きぶりにしていただきたいと思います。これも言葉遊びのような話ですが、やはりこれで随分重みが違ってくるのではないかと思います。いかがでしょうか。

(米林委員長)

81 ページのところ、県の姿勢をもっと、という御意見でしたが事務局はいかがですか。

(事務局)

御意見を踏まえまた書きぶりを検討したいと思います。

(碓井委員)

私が御意見申し上げたいのは、「第5章各主体に求められる役割」のところ、前回も申し上げたとおり、現場で調査している人間としては、過去2回の生物多様性保全戦略の冊子は全く現場で活かせていないように感じています。市町村でも戦略をちゃんと理解し、冊子に書かれている内容を実行しようとしているのかということ自体疑問を感じます。例えば、81 ページ下の市町村のところに、「推進することが期待されます」「期待されます」と何度も出てきますが、期待ではありません。この冊子を本当に理解して、本当に動くのは市町村です。もちろんこの会議が新しい戦略を作ることを目的としているのは分かりますが、出来た後みどり自然課が市町村に対してどれだけちゃんと指導するのか私は危惧しています。

数年前に環境省で重要な湿地を改定するというとき、埼玉県でもニュータウンの中にある調節池を登録したらどうかと提案し、環境省の中でもかなり議論になりました。実際そこには国レベルで最重要なレッド種のトンボが2種もいて、新興住宅地の中の調節池を国レベルで重要湿地に指定したという例があります。ところが、当時現場の町役場はあまり協力的ではありませんでした。現在県内に重要湿地はいくつかありますが、それを抱えている市町村に対してみどり自然課でどれだけのことをやっているのか、あるいは新しい県戦略が出来た段階でどのようなことを計画しているのか疑問です。前にも申し上げましたが、市町村の環境担当者は本当に生態系について詳しいわけではありません。だとするとどういったアクションを取るのが望ましいかと言うと、やはり県が指導しなければいけないと思います。そういう意味で、この第5章各主体に求められる役割のところはもっと強い言葉で表現してほしいと思います。

(米林委員長)

この戦略の書きぶりとは離れる話題もありましたが、それについてはこの戦略を作った後県に頑張ってほしいという趣旨かと思っています。

そしてこの書きぶりについて、県及び市町村のところをもう少し強い表現とすべきではないかという御意見でしたがいかがですか。

(事務局)

表現についてはまた検討させていただきます。

基本的には碓井委員がおっしゃったとおり埼玉県と一口に言っても秩父の方から東部の方まで地域によって環境が違いますので、この戦略を作った後終わりではなく、あくまでもそれぞれの市町村がこの戦略を基本とし地域戦略を作り、自分たちで NPO などと連携し、それを進捗確認するという流れが必要だと思っています。我々としても、この戦略を作った後に色々な公聴会や勉強会を行って市町村担当者に伝えたり、市町村から地域戦略を作りたいという話をいただければ、環境科学国際センターと連携し face to face で指導・助言をしたりしていきたいと考えています。これをどのように文言に落とすかはまた検討させていただきますが、思いとし

てはそのように思っております。

(米林委員長)

国家戦略も、それを受けたこの県戦略も、生物多様性への理解がなかなか進まないことが背景にある間接的な要因として最も重視されていることですので、問題意識は皆さん共通することかと思えます。

(片岡委員)

私も第5章が気になっていて、碓井委員と全く同じ意見です。書きぶりという意味では、県が何をやるかというところははっきり「取り組みます」と書かれている一方で、他のところは「期待されます」ばかりです。例えば私はNPOなのでNPO等のところを読むと、「期待されます」ばかりでありピンと来ません。

今年度既に公表されている東京都の地域戦略では、はっきりと「各主体による主な取組」という書き方になっていて、はっきりと市町村はこのように取り組みます、と書かれています。例えば、生物多様性地域戦略の策定を進めますと市町村が主語になっていたり、NPO・企業はこのように取り組みますとなっていたりします。東京都はそのような書き方にしていますので、埼玉でも真似をしてもよいのではないかと思います。既に、第5章はじめのイントロで「各主体が連携・協働を図りながら取組を推進することが必要です」と書かれていますので、まさに各主体がどのように取り組むか、取り組んでくださいというような書き方に直すべきだと思います。各主体に求められる役割と言うと他人事のように感じてしまいます。

(米林委員長)

良い先例を参考にした方が良いという建設的な御意見をいただきました。事務局としてもぜひ前向きに御検討いただければと思います。

(片岡委員)

54 ページの生物多様性地域戦略策定市町村の割合という指標について。目標値が22%14市町村となっていますが、下の目標の根拠では、「2030年度までの8年間で30%にする目標が設定されていることを踏まえ」とあり、なぜ22%なのか疑問に思いました。

(米林委員長)

ゴールの年度が違うので、それを按分して指標は途中経過として22%にしているのだと思います。

(牧野委員)

用語集88ページについて。外来種の説明がありますが、「移入種」という言葉は常用のものとして捉えてよいのでしょうか。あるいは、「移入植物」という表現をみどり自然課でも使っているように思います。同じ課で「外来種」と「移入種」を使い分けているのであればよいのですが、同じ意味であればどちらかに統一した方がよいと思いました。

(米林委員長)

両方使う言葉ではあると思います。明確に使い分けているかどうかは分かりませんが、それは御検討いただくことにします。

(平尾副委員長)

私からも何点か申し上げたいと思います。

まず、先ほどまで色々議論になっていた 81 ページ「各主体に求められる役割」のところですが、こちらにイメージ図が入り、そういう意味では前回よりもイメージしやすくなった部分がありますが、改めて第 1 章から第 4 章までどういう主体が出てくるか読み直しますと、学校に関する言及が非常に多くなされています。しかし、ここには主体として学校が入っていません。例えば、希少野生動植物種の保全のところや、自然とのふれあいの保全活動など全て本文中で学校が言及されています。前回会議においても、子ども達への説明をどうするのかという意見が委員からありましたが、やはりこの生物多様性の理解や認知、普及啓発について教育が果たす役割は非常に大きいと思います。こうした学校を主体とした活動だけでなく、県内で生物多様性に関わる教育、研究を行っている大学も多くあります。実際本文中に学校という主体が相当多く出てきていることを考えますと、この主体に学校も追加してはどうかと考えた次第です。この段階でこのようなことを申し上げるのは恐縮ですが、このイメージ図が出てきて改めて本文との対比でそのような気づきがありましたので、可能でしたら御検討いただければ幸いです。

次に、全体的な書きぶりでも前から気になっていたところがあります。すぐれた自然等の「すぐれた」という表現が、自然や景観、生物多様性を表現する際に非常に多く使われています。本文を検索すると数十件出てきますが、すぐれているか否かというのは、自然に対する形容としてなじまない場合もあるのではないかと思います。人の視点から優劣をつけているような誤解が生じる気がします。すぐれた何々という表現が適している文脈もあるとは思いますが、例えば生物多様性の観点から自然の多様性を形容するのであれば「豊かな自然」ですとか、希少性を表現するのであれば「貴重な自然」ですとか、固有性を表現するのであれば「かけがえのない自然」などがあると思います。文脈に沿った使い分けをしていただくと、よりその文章の持つ意味が読み手に伝わりやすくなるのではないかと感じています。いずれにしても、「すぐれた」という一つの表現に帰着してしまうと、本来の意図が伝わらないのではないかと感じた次第です。

最後に、64 ページ森林のところですが、前回私がコメントした部分ですが、「多様な森林づくりの推進」の指標の選定理由において、「水源かん養機能などの森林」とあります。これが生物多様性保全戦略であることを考えますと、水源かん養機能は直接的には生物多様性保全と関係ありませんので、やはり「生物多様性保全機能などの森林が持つ」と書き改めていただいた方が良くと思います。細かい点ですが御検討よろしくお願いします。

(米林委員長)

最後の点に関しては、事務局も理解していただいたようですのでその方向で修正くださるということでもよろしいですね。

二点目の自然の形容詞については、私の方に最終的なチェックはお任せいただけますでしょうか。御指摘はごもっともですので、事務局で修正いただいて、最終的には私にお任せいただければと思います。

最初の御意見について、やるとなると大きな変更となりますが、県民の中に子ども達へ伝えるという書きぶりがあるので、学校は県民の中に含まれているというスタンスかと思いますが事務局はいかがですか。細かく分けるときりがなくなるという面もありますので、県民の中に含まれているということでいかがでしょうか。

(片岡委員)

私も事前に、各主体の中に教育機関を入れないのかと事務局に申し上げます。教育機関の中には小中高校、大学、社会教育、博物館等も入ってくるのではないかとコメントしました。修正案には反映されていなかったため、事務局で検討した結果かと思っていました。

(事務局)

委員長がおっしゃったとおり県民の中に学校を含むということでいったん整理していますが、

もう少しその辺りが分かるような書きぶりにできるかどうかも含めて、他の箇所も合わせて検討したいと思います。

(米林委員長)

項目立ては難しいけれども、書きぶりで対応できればしたいということによろしいでしょうか。

その他御意見はよろしいですか。

◎議事(2) 今後のスケジュールについて

(米林委員長)

それでは次に「議題(2) 今後のスケジュールについて」事務局からお願いします。

(事務局)

(資料に沿って説明)

資料4「今後のスケジュール(予定)について」

(米林委員長)

ただいまの説明に対し、御意見御質問等はございますか。

(星野委員)

私が初めに申し上げた意見ですが、本日第3回検討委員会を開催し、県民コメントの後委員長確認となっています。ただこの書きぶりとして、先ほど前田委員の御意見もありましたが県民コメント及び市町村照会でどういう意見が出るか分からないので、例えば「県民コメント等を踏まえた最終案の委員長確認」ではなく、「最終案の調整」としておいてその調整方法については委員長と事務局で協議いただくと良いと思います。基本的には簡単なことは確認で済みまし、仮に大きな修正があればメールで相談等もあります。会議を開くことはなくとも、ここで決めつけない方が対外的にも良い気がします。

(米林委員長)

共有した後、メールなどで委員の皆さまから御意見いただくという手順を含めたほうが良いという御意見でしょうか。

(星野委員)

ここではっきりと委員長の確認だけとするのではなく、県民コメントがどうなるか分からないので、やり方については事務局と委員長が協議して決めるとしておいて、実質的にはこのやり方で良いのではという意見です。

(米林委員長)

では完全に一任という表現ではなく、県民コメント等を踏まえた最終案については委員長と事務局で協議といった表現に変えるということによろしいでしょうか。

今いただいた御意見を含め手順を確認します。本日の御意見等を踏まえ事務局が中心となり修正したものについては、県民コメントの前に私が確認し、県民コメントの前に確認したものを委員の皆さまに情報共有します。そして県民コメントの結果を受けた対応に関しても私と事務局で協議した上で、上にあげる最終版を委員の皆さまと共有するという手順ですが御了承いただけますか。

(前田委員)

これから県民コメントに出す前に事務局で修正を行って、その素案を米林委員長に確認いただくというのはもちろんですが、その時にできれば各委員にも、こういう内容で県民コメントに出そうと思うのがいかにかという確認をしていただけると安心です。と言うのも、前々回や前回の意見と対応を見ると、申し上げた意見の趣旨と違った回答をされたものがどうしても見受けられましたので、そういった意味で事前に確認を挟んでいただけると安心します。

それは県民コメント後の最終案についても同じです。必要に応じて各委員から意見の趣旨と違うのでこうした方が良くと申し上げる機会は残しておいていただけるとありがたいです。

(米林委員長)

先ほど確認した共有の意味は、基本的にはそれも含まれます。ただ、やりとりに時間がとれるかどうか確認は持てませんので、少なくとも上に正式なものとして出す際には、事前に委員の皆さまと共有しますという趣旨です。

最後に全体を通じて、あるいはオンライン参加の委員の方々に何かございますか。

ないようですので、本日予定されていた議事は以上となります。

皆さま長時間にわたり御協力ありがとうございました。進行を事務局へお返しいたします。

(事務局)

オンラインの方も含め委員の皆さまには貴重なお時間を割いていただき、本日も多くの御意見をいただきまして誠にありがとうございます。

私も初めて出席し、やはり皆さまの視点が現場での活動や知見に基づいて非常にリアルに伝わってきました。一方で、期待される役割の議論にもあったように、県だけが関係者で出来るものではありません。特に碓井委員からも市町村のお話がありましたが、県は市町村に対し以前は指導的な役割もございましたが、今は対等な関係で、どちらかと言うとアドバイスしていく立場にあります。先ほども説明させていただきましたが、私もそこが大事だと思っております。

今回指標でも市町村の地域戦略策定数を掲げていますが、なかなか厳しいこともありますので、表現的に物足りない部分もあったのかもしれませんが、ただ我々の思いとしては、粘り強く働きかけていきたいと思っています。おかげさまで環境科学国際センターに生物多様性センターができましたので、また皆さまの御力も借りながら色々なアプローチを形になるようにやっていくことが我々の務めだと思っております。そういう意味では、なかなか十分な形にし切れていない部分もありますが、最後まで努力をして少しでも良い形にしていきたいと思っておりますので引き続き御支援御協力をお願いしたいと思います。本日はありがとうございました。

◎閉会（司会）

委員の皆様には、長時間にわたり議論いただきありがとうございました。また、オンラインで御参加いただいた方々におかれましては、音声が届きづらいなど御不便をおかけし大変申し訳ございませんでした。

県民コメントの実施にあたりましては、米林委員長確認後の素案を皆さまに共有いたしますのでよろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして「第3回埼玉県生物多様性保全戦略改定検討委員会」を終了いたします。本日はありがとうございました。

以 上